

(案)

保護事業請負契約書

- 1事業名マツケムシ駆除(地上散布作業外)請負
(指定薬剤の購入、調合、散布路整備、警備、地上散布作業)
- 2散布薬剤名ネニコノト`系農薬(農林水産省登録第〇〇〇〇〇号)
及び数量原液〇〇〇〇〇リットル
- 3作業場所鹿児島県肝属郡東串良町外 洲崎国有林78ろ林小班外
- 4作業量及び期間
(1)散布面積69.15ha(別冊、図面のとおり)
(2)散布総量83,000リットル
(3)散布路整備18.8km
(4)作業期間自:契約締結日の翌日~至:令和9年3月12日
(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり)
- 5作業仕様別冊、作業仕様書のとおり
- 6請負金額金〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇,〇〇〇円也)

- 7 選択条項 約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは〇印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提出		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数 量	引渡予定箇所	引渡予定日
なし				

9 特約事項

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 大隅森林管理署長 西山 靖之と請負者 ○○○○○ ○○○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住 所 鹿児島県鹿屋市下堀町2926番3号

分任支出負擔行為担当官

大隅森林管理署長 西山 靖之 (印)

請負者(乙) 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○○○○○ ○○ ○○ (印)

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 ○○共同事業体

代表者 ○○林業株式会社

住所

代表取締役 ○○ ○○ 印

〇〇林業株式会社

住所

代表取締役 ○○ ○○ 印

〇〇林業株式会社

住所

代表取締役 ○○ ○○ 印

作業内訳書

(指定薬剤の購入、調査、地上散布、警備、散布路整備作業)

森林 事務所	事業 実行 箇所	面積 (ha)	薬剤名	薬剤 数量 (リットル)	希釈 倍数 (倍)	散布量 (リットル)	警備	散布路 距離 (km)	作 業 期 間	
									自	至
高山	肝属郡 東串良町	30.82	ネオニコチノイド 系農薬	370.0 ^{リットル} または 185.0 ^{リットル}	100倍 または 200倍	37,000	散布車 前 後	7.7	契約締結日 の翌日	令和9年3月12日
高山	曾於郡 大崎町	38.33	〃	460.0 ^{リットル} または 230.0 ^{リットル}	100倍 または 200倍	46,000	散布車 前 後	11.1	契約締結日 の翌日	令和9年3月12日
	小計	69.15		830.0 ^{リットル} または 415.0 ^{リットル}		83,000		18.8		

- 【留意事項】1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

(案)

○大隅管第〇〇〇号

契 約 の 別 冊

マツケムシ駆除(地上散布)作業仕様書

- 1 作業実施に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
また、作業中においても必要な事項については監督職員の指示によること。
- 2 万一、被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
- 3 調合・積込の薬剤の種類、面積、数量、希釈倍数、ha当り散布量、散布総量、散布回数は、別紙「事業実施計画書」のとおりとする。
 - (1) 薬剤などの数量は、散布区域毎に監督職員等の検認を調合前と調合後に受けること。
 - (2) 薬剤を希釈する水は、清水を使用すること。
- 4 「住宅地等における農薬使用について(平成25年6月1日付け25林整研第117号林野庁長官通達)」に基づく農薬の取り扱いに関する専門的資格等を有す者を配置すること。
- 5 薬剤の保管、取扱い及び被害防止については以下について注意すること。
 - (1) 毒物・劇物に指定された薬剤については、毒物・劇物取締法の規定を遵守すること。
 - (2) 他の薬剤と混合しないこと。
 - (3) 薬剤は、密缶して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。
ただし、散布の前日または当日に支給される場合は、この限りではない。
 - (4) 薬剤を取扱う作業員、積込従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防護衣及び保護具等を着用し、薬剤を浴びたり、吸い込んだりしないよう注意すること。
 - (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともにうがいをする。
 - (6) 作業終了後は、防護衣及び保護具等についてもよく洗濯等を行うこと。
 - (7) 薬剤の運搬に当たっては、途中で紛失しないように注意するとともに、積卸しの都度数量の確認をすること。
また、運搬中に薬剤がこぼれないように、容器のふた等のゆるみがないか確認すること。
 - (8) 薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく所定の場所へ保管すること。
 - (9) 薬剤の希釈、積込中に河川、用水路等に流入しないよう注意すること。
 - (10) 人家・桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、薬剤の飛散状況を常にチェックし、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜類等近寄らせないように注意すること。
 - (11) 薬剤に希釈、積込に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いすること。

この場合の水洗い場所は、河川、用水路等では行わないこと。

- (12) 空になった薬剤の容器は、林内に放置、または、河川等被害を及ぼす恐れのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員等の検認を受けてから処分すること。

6 薬剤の散布に当たっては以下に注意すること。

- (1) 散布日時は、監督職員へ事前に連絡し立会を求めること。
- (2) 散布用器具は、動力噴霧器を使用する。この場合、樹冠上方まで散布液が上がるように馬力の強い動力噴霧器を使用すること。
- (3) 散布は、晴天または曇天の日を選んで実施すること。
ただし、降雨直後、散布直後に降雨が予想される場合、強風の場合は散布しないこと。
- (4) 松の樹冠部の枝条に対してまきむらとならないようにし、薬剤がしたたるように十分に散布すること。この場合に当年生枝、2年生枝に対して重点的に行うこと。
- (5) 高層木での散布で薬剤が樹冠上方まで届かない場合には、ノズルを長い竿につけるか、若しくは適宜足場等を用い、高い枝についても上方から薬剤がムラなくかかるように散布すること。
- (6) 散布に当たっては、予め一定本数に対する基準薬液量を散布し、目安を付けてから作業に着手すること。
- (7) 散布時は、常に風の方向、風力等を念頭に置いて危被害対象物や作業者に薬剤がかからないように留意すること。

7 作業の実施については、事業記録（日誌、記録写真等）を作成し、当日の実行面積、使用薬剤量等を記載して必要により監督職員に提示すること。

8 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。

9 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。

10 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。

11 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、受注者の負担において行うこと。

12 その他

- (1) 作業実施上で立木を伐採する必要がある時、また、立木に損傷を与えた時は速やかに監督職員へ届け出て指示を受けること。
- (2) その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

事業実施計画書
(指定薬剤の購入、調合、地上散布、警備、散布路整備作業)

薬剤名	散布面積 (ha)	原液量 (リットル)	希釈 倍数	ha当 たり 散布量	散布 総量 (リットル)	散布 回数
ネオニコチノイド系農薬	69.15	830.00 ^{リットル} または 415.00 ^{リットル}	100倍 または 200倍	1,200	83,000	1回

特約事項（保護事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

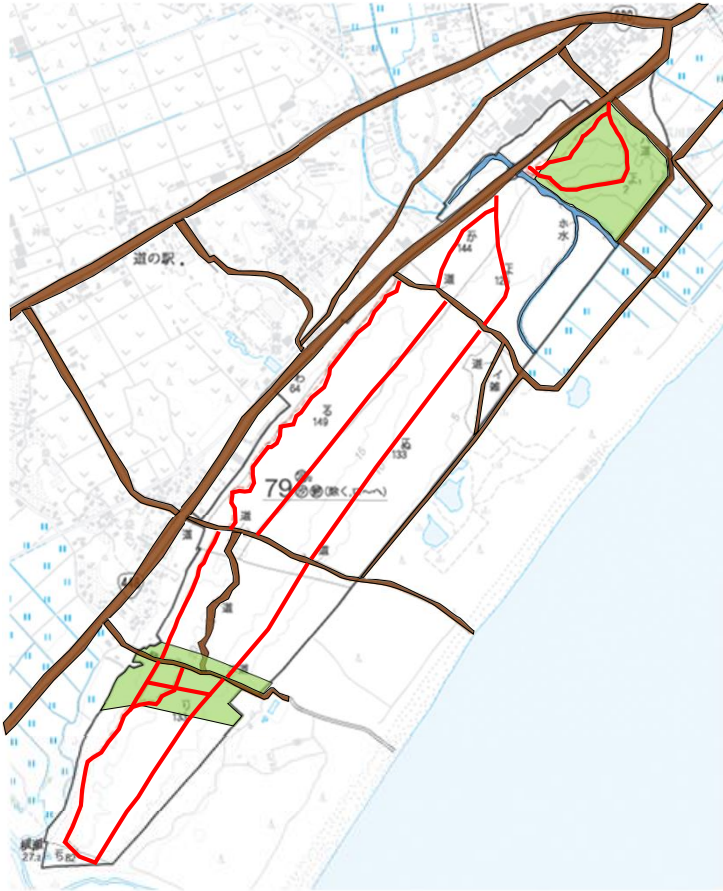
2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

令和 8 年度 マツケムシ駆除請負（地上散布作業外） 位置図



凡 例	
	散布区域
	散布路
	車 道
	水 路
縮 尺	1/20000